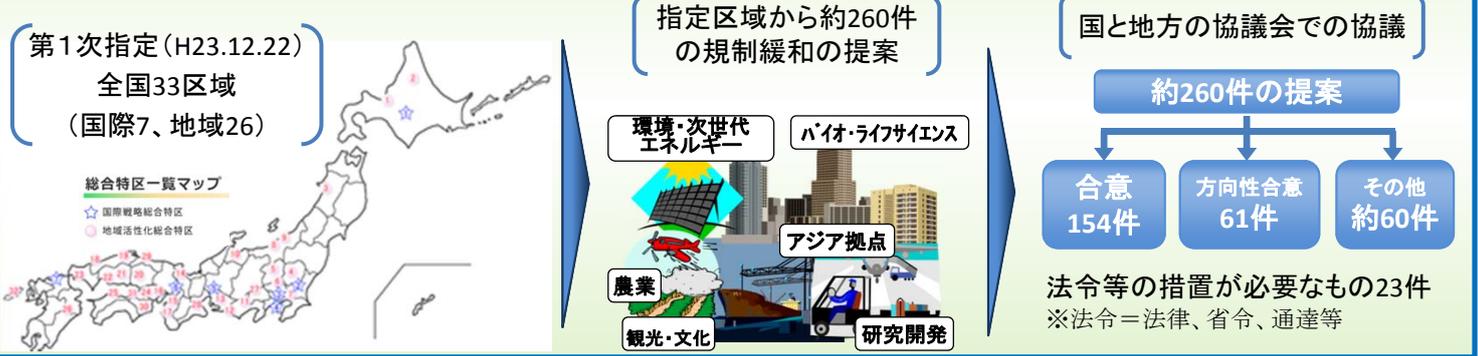


総合特別区域法の一部を改正する法律案

背景

産業の国際競争力の強化又は地域活性化のため、総合特別区域からの提案の実現に向けた協議を実施



法案の概要

規制の特例措置の追加等

◆国と地方の協議会での結論を受け、総合特別区域における法律の特例措置として、以下のとおり、規制の特例措置の追加等を行う。

◆国有財産法の特例(新規)＜国際戦略総合特区＞

(参考:関西イノベーション特区からの提案)

先端的な研究開発の推進のために必要な施設を整備する場合に、売却の可能性が極めて低く、多額の維持管理費を要する等の要件を満たす財産を譲与できることとする。

現行

国の財産は、法律に基づく場合を除く外、適正な対価なくしてこれを譲渡してはならない。
⇒譲与できる場合は、地方公共団体が火葬場、墓地等に使うときなど、極めて限定的

特例

売却の可能性が極めて低く、多額の維持管理費を要する等の要件を満たす国の財産に限り、国際競争力の強化に資する研究開発の拠点として活用する事業の用に供するために無償譲渡可能



旧私としごと館

◆海上運送法の特例(新規)＜国際戦略総合特区＞

(参考:アジアヘッドクォーター特区(東京)からの提案)

国際会議の参加者の運送に関して、旅客不定期航路事業者による運送を可能とする。

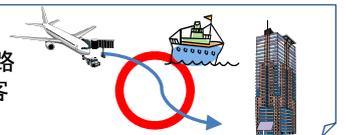
現行

不定期事業は、定期事業との競合の観点から、寄港地のない周遊航路等しか認められていない。



特例

空港～MICE会場等間の航路について、不定期の乗合旅客運送を可能とする。



◆道路運送車両法の特例(新規)＜国際戦略総合特区＞

(参考:北海道フード・コンプレックス特区からの提案)

一定の基準に適合する農業用自家用貨物自動車について、指定整備制度を活用して法定点検を行い安全が確認された場合に、車検期間を1年伸長する。

現行

貨物自動車の車検期間は、新車登録の場合を除いて1年



特例

走行距離が短い等一定の要件を満たす自家用貨物自動車については、車検後1年経過前に法定点検を行い、安全性を確認できた場合、車検期間を1年伸長する。

◆酒税法の特例(拡充)＜地域活性化総合特区＞

酒税法の特例措置(一定の原料から作る酒類(リキュール)については最低製造数量の制限を緩和)について、原料として、特産の農産物【現行の特例の対象】に加えて、特産の水産物及び加工品を追加。

税制の特例措置の拡充

国際戦略総合特区内の設備投資に係る課税の特例措置(特別償却、投資税額控除)の適用対象として、成分分析器など開発研究用の「器具・備品」を追加。(現行は「機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物」のみ)